カード入会申込書には申込人ご自身が太枠内のみ、もれなくご記入ください。

別紙記載の会員規約・特約をよくお読みになってからお申込みください。

九州カードNEXT VISAカード入会申込書（個人会員用）

九州カード株式会社 御中

私は別紙の会員規約・特約・個人情報の取扱いに関する同意条項・個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約及びキャッシングリボ・海外キャッシュサービスを利用した場合に会員規約第45条に則り貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定された書面が「ご利用代金明細書」で交付されること、及び貴社が入会申し込みを認めた日が契約成立日となることを承諾の上、下記で指定するカードの入会を申込みます。なお、審査の結果入会できなくても何ら異義ありません。

私は本申込書および「会員規約・特約および個人情報の取扱いに関する重要事項」等の契約内容を理解・承認の上申し込みます。

お申込日　令和　　年　　月　　日

取引を行う目的（ショッピング）必ずご記入ください。　①生活費決済　②事業費決済

ご希望のカード　○ 九州カードNEXTゴールド　００４００Ｆ４９００００２　○ 九州カードNEXTクラシック　００４００Ｆ４９００３１

※ご指定がない場合はクラシックカードを発行致します。

①お申込人

お名前	ご本人署名	フリガナ	生年月日：③昭和 ④平成　年　月　日生
	（活字体）ローマ字	FIRST NAME（名）　LAST NAME（姓） （ご記入がない場合、ヘボン式ローマ字でカードに刻字します。）	性別：①男 ②女　暗証番号
現住所		〒　フリガナ　都道府県	
電話番号		－　－	携帯番号　－　－
メールアドレス ※必ずご記入ください。		@　□ icloud.com □ docomo.ne.jp □ softbank.ne.jp □ ezweb.ne.jp □ gmail.com □ その他（　）	記入例 taro.123 ✓✓✓
数字チェック欄		□（99）カードご利用代金WEB明細書サービスを希望しない（紙明細書を希望する）※紙明細書は、所定の手数料（1週あたり165円（税込））をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。	

銀行・金庫又はゆうちょ銀行のいずれかひとつをご指定ください。

銀行・金庫	□銀行 □金庫 □組合　□支店 □出張所
	①普通預金（総合口座） ②当座預金口座　口座番号
ゆうちょ銀行	通帳記号　1　－　0　の　通帳番号（右づめでご記入ください。）
世帯	ご本人 ①世帯主 ②非世帯主　生計を同一とする家族の人数（本人・別居家族含む） ①1人 ②2人 ③3人 ④4人以上
家族	配偶者 ①なし ②あり　お子様人数 ③1人 ④2人以上　（独身の方のみ）主たる生計維持者と ⓪同居 ①同居以外

●お借入希望枠（キャッシング利用枠：海外キャッシュサービスを含む）※必ずレ点でご記入ください。

必ずご記入ください

□ 50万円　□ 30万円　□ 10万円　□ その他（　　万円）

※その他をご希望の場合は、10万円単位でご記入ください。（キャッシングを希望されない場合は「0万円」とご記入ください）
※ご記入がない場合、借入枠の設定はいたしませんので、ご注意ください。
※お借入希望枠ご希望のお客様は、運転免許証交付等の有無、免許証番号をご記入ください。

取引を行う目的：融資　資金使途：自由（会員規約に規定した範囲に限るものとします）
・キャッシング利用枠の範囲内でキャッシングリボ（国内でのお借入）海外キャッシュサービス（海外での現地通貨ご用立て）がご利用いただけます。
・キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用については、それぞれのご利用残高の合計額がキャッシング利用枠の範囲内までとなります。
※ご指定のお借入希望枠をもとに弊社にてキャッシング利用枠（キャッシングリボ・海外キャッシュサービス）の設定をさせていただきます。
ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承ください。尚、20才未満の方はお申込みいただけません。

運転免許証（経歴証明書）
0□なし　1□あり（004）
ありの方は運転免許証番号を必ず記入ください。
※マイナ免許証をお持ちの方は右記の記入方法をご確認ください。
番号

国籍の確認
該当する場合はチェックしてください。
※該当する場合は、書類のご提出が必要です。「本人確認の書類について」をご確認ください。
1□ 日本国籍以外

←左記にお申込ご自身の個人名義口座をご指定ください。

②ご家族会員お申込欄

ご本人は既にカードをお持ちでご家族会員のみ追加でお申込の場合
①「お申込人欄」に本会員のお名前・生年月日・ご住所を記入の上、
②右側の「追加」を○で囲み、「ご家族会員お申込欄」をご記入ください。

追加

私は本申込書および「会員規約・特約および個人情報の取扱いに関する重要事項」等の契約内容を理解・承諾の上申し込みます。

お名前	ご本人自署	フリガナ	ご本人との続柄 ①配偶者 ②子 ③親　生年月日 ③昭和 ④平成　年　月　日生
	（活字体）ローマ字	FIRST NAME（名）　LAST NAME（姓） （ご記入がない場合、ヘボン式ローマ字でカードに刻字します。）	性別 ①男 ②女　暗証番号

ご家族会員は、生計を共にする配偶者・満18才以上のお子様（高校生を除く）・ご両親に限ります。
※本会員が学生の場合は、ご家族会員のお申込みはできません。

①自宅電話番号、②生年月日（西暦・和歴とも）及びその組合せ、③「0000」～「9999」の4桁の同一番号はご指定いただけません。これらの番号を暗証番号にご指定いただいた場合は、九州カード(株)にて別の暗証番号を登録させていただきます。カード発行後に暗証番号を変更する場合は、一旦カードをご返却いただくことになります。

※マイナ免許証をお持ちの方は下記の通りご記入ください。
●運転免許証とマイナ免許証の2枚をお持ちの方は「あり」を選択して運転免許証に記載の「運転免許証の番号」を記入してください。（マイナンバーカードの番号の記入はしないでください。）
●マイナ免許証のみをお持ちの方は免許証番号の記入は不要です。免許証有無の欄は「なし」をご選択ください。

※お忘れなくご記入ください。

ご本人もしくは、配偶者の方の住宅ローン・家賃支払いの有無をご確認のうえご記入ください。

●お勤め先　※お勤め先にご在籍の確認やご本人様へのご連絡をさせていただく場合がございますのでご了承ください。

お勤め先（自営の方は屋号）	フリガナ	所属部名（出向先・派遣先含む）	フリガナ
所在地	フリガナ　〒　都道府県		
直通電話先	－　－		
ご職業	①自営 ②法人経営者（代表者・役員） ③給与所得者（上場企業正社員・非上場企業正社員・公務員・契約社員・嘱託・専従者） ④自由業 ⑤専業主婦 ⑥学生 ⑦年金受給者 ⑧パート・アルバイト・派遣		
役職	①会長・社長 ②副社長・取締役 ③部長・局長職級 ④副部長職級 ⑤課長職級 ⑥代理職級 ⑦係長職級 ⑧主任職級 ⑨一般職		
資本金	①1千万円未満 ②3千万円未満 ③1億円未満 ④3億円未満 ⑤3億円以上 ⑧上場 ⑨その他	従業員数	①50名未満 ②100名未満 ③300名未満 ④1000名未満 ⑤1000名以上 ⑨その他
現勤務先入社年月	③昭和 ④平成 ⑤令和　年　月	転職された方は前勤務先をご記入ください。	（勤務年数　　）

●学校名　※学生の方はご記入ください。

学校名	フリガナ	令和　年卒業見込

●年収・資産・借入など

ご本人について

年収	パート、アルバイト年金等収入のある方は収入金額をご記入ください。収入のない方は0万円とご記入ください。※必ずご記入ください。 万円（税込み）
世帯年収	万円（税込み）
借入状況	借入残高合計　件　万円 内 無担保　件　万円 お借入希望枠にてお借入をご希望された方は年収証明書類が必要な場合があります。詳しくは「年収証明の書類について」をご確認ください。
預貯金額	お差し支えなければご記入ください。 万円
お住い	⓪自己持家（住宅ローン有） ⑥賃貸アパート ⑦寮（家賃負担有） Ⓐ自己持家（住宅ローン無） Ⓑ寮（家賃負担無） ①配偶者持家（住宅ローン有） Ⓒ社宅（家賃負担有） Ⓓ配偶者持家（住宅ローン無） ⑨家族持家その他（家賃負担有） ③公団公営 Ⓔ家族持家その他（家賃負担無） ④賃貸マンション
お住い年数	①1年未満 ②2年未満 ③3年未満 ④5年未満 ⑤10年未満 ⑥10年以上

必ずご記入ください。借入状況について お借入なしの方は「0」とご記入ください。

マイ・ペイすリボを申し込む 11

（詳しくは左面をご覧ください。）

マイ・ペイすリボをご希望の方はお支払いコースを1つお選びください。
Ⓐ定率 3% 62　Ⓑ元金定額5千円 62　Ⓒ元金定額（　）万円 62　※1万円単位でご指定ください。

「マイ・ペイすリボ」とは、ショッピング1回払いご利用分が自動的にリボ払いになるお支払い方法です。毎月のお支払い金額は、最低お支払い金額以上であれば「一部でも全額でも」ご都合に合わせてお支払いいただけます。リボ払いは年18.0%の手数料が発生いたします。なお、○で囲まれていない場合、「マイ・ペイすリボ」は申し込まないとさせていただきます。

※マイ・ペイすリボのお申込みをされない場合、リボ払いは、カード利用時に店頭でご指定いただけます。
※審査により「マイ・ペイすリボ」を設定いただけない場合がございます。

便利なオプションサービス　※別紙の規約をご確認、ご理解の上、ご希望の方は○で囲んで下さい。

①ETCカードのお申込み　①本会員　①家族会員

［ETCカード年会費について］
本会員・家族会員ともに**550円（税込）**。
※初年度年会費無料。※2年目以降も1年間に1回以上ETC利用のご請求があれば無料。

②VJロードサービスのお申込み　①本会員　①家族会員

［ロードサービス年会費について］
本会員・家族会員ともに**825円（税込）**を年に1回ご指定の口座からお引落しさせていただきます。
※ゴールドカード会員は家族会員も含め永年無料。
※ロードサービスの年会費は初年度より必要となります。（ゴールド会員を除く）

会社使用欄	確認者		確認日時	／　：	確認書類	免・パ・健・住・マ（　）

本確コード	受付日	Z	I	不備コード
		①要 ②不要 ③完了	①要 ②不要 ③完了	① ② ③

8	5	0	1	0	0	0	0	2	0

2611

お申込にあたって

※必要事項を黒か青のボールペン（消せるボールペン不可）でご記入ください。
※審査により、ご入会ご希望に沿えない場合もございますので予めご了承ください。
※入会申込書等のご返却はいたしかねますのでご了承ください。
※この申込書の商品・サービスは2026年11月現在のものです。
※お申込内容等の確認のため、ご自宅・お勤め先等に九州カード（株）からお電話をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
※「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項に基づき、九州カード（株）のクレジット関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む）に関する案内が行われますが、これを希望しないことを理由に九州カード（株）が入会をお断りすることはありません。

※九州カード会員規約の全文は、カード送付時に同封するご案内にてご確認ください。

九州カードNEXT会員特約
（以下「本特約」といいます。）

本特約は、九州カードNEXT（以下、本特約において「本カード」といいます。）につき、適用されます。

第１条（会員資格）
本特約及び九州カード会員規約を承認のうえ本カードに入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を本カードの会員とします。

第２条（年会費）
本カードの年会費については、ゴールドカードを除き、無償とします。但し、当社が必要と認めた場合、会員に通知のうえ、所定のカード年会費を負担いただく場合があります。

第３条（会員資格の取消）
九州カード会員規約の定めにかかわらず、以下においては、当社は、会員に通知・催告することなく、会員資格の取消手続きを行います。
① 当社が定める一定期間（原則２年間以上としますが、それに限りません。）、本カードのご利用がない場合。但し、ゴールドカード会員は除きます。
② WEB明細特約に定めるカード利用代金明細書の通知先として会員自身のメールアドレス等の登録手続きが入会の申込み後２ヶ月以内に完了しない場合。

第４条（未規定事項）
本特約に定めのない事項については、九州カード会員規約が適用されます。

第５条（本特約の優先的適用）
本特約の内容と九州カード会員規約の内容とが相違する場合、本特約が優先して適用されます。

以　上

九州カード会員規約（抜粋版）

第１部　一般条項

第１章　会員の資格

第１条（本会員）
九州カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（家族会員）
1．本会員が本会員の代理人として指定し本条第２項および第３項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2．本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。
3．本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
4．本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第１項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前２項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第３条（年会費）
本会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします（但し、当社が年会費を無料と定めているカードを除く）。なお、年会費の支払期日はクレジットカード（以下「カード」という）送付時に通知するものとします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第４条（届出事項の変更等）
1．当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。
2．氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3．前２項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前２項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4．本条第１項および第２項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5．会員が第２２条第１項第７号または第８号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
6．当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
7．当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。

第５条（規約の変更、承認）
本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第２章　カードの管理

第６条（カードの貸与と取扱い）
1．当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第４条第１項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します（但し、カード券面はデザイン等が変更される場合がある）。

第９条（カードの利用枠）
1．カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよびキャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2．カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
3．割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払い並びに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
6．キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第１項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
7．キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
8．海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第６項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

第１２条（紛失・盗難、偽造）
1．カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
2．会員は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。但し、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
3．偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4．前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
5．当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第１３条（会員保障制度）
1．前条第１項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第２項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2．保障期間は、入会日から１年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3．次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
① 会員の故意または重大な過失に起因する損害
② 損害の発生が保障期間外の場合
③ 会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
④ 会員が本条第４項の義務を怠った場合
⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
⑥ カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません）
⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合
⑧ 前条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害
⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害
4．本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から３０日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
7．本会員は、前条第２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第４項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第１４条（カード利用の一時停止等）
1．当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が完了するまでの間、カードショッピングのリボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
3．当社はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
6．当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
7．当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
8．当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
9．当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第３章　カード利用代金等の決済方法

第１６条（代金決済口座及び決済日）
1．本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替または通常貯金（以下預金口座または通常貯金を総称して「決済口座」という）からの自動払込みにより支払うものとします。但し、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
3．当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトに閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員は Vpass 会員規約、WEB明細特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後１０日以内に当社に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
4．本会員が当社に支払うべき債務のうち第３８条に定めるキャッシングリボの返済元金および第４３条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第１項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第９条第６項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第１７条（海外利用代金の決済レート等）
1．決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をＶＩＳＡインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

第１８条（決済口座の残高不足等による再振替等）
1．決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2．本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
3．再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第１９条（支払金等の充当順序）
本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第３０条の５の規定によるものとします。

第２０条（手数料率、利率の変更）
リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第５条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第４章　期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第２１条（期限の利益の喪失）
1．本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
④ リボルビング払い、分割払い、２回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2．本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第２２条第１項の規定（但し、第２２条第１項第６号・第７号・第８号・第９号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3．本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
③ 本会員の信用状態が悪化したとき。
4．本会員は、第２２条第１項第７号、第８号または第９号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
5．本会員は、前４項の債務を支払う場合には、当社の本社または支店へ持参または送金して支払うものとします。但し、当社が適当または必要と認めた場合は、第１８条第１項の但書の定めにより支払うものとします。
6．本条第１項から第４項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第２２条（会員資格の取消）
1．当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとします。
① カード、キャッシング等の申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
② 本規約のいずれかに違反した場合
③ カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合
⑤ カード発行後２ヵ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
⑦ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の（イ）から（ロ）のいずれかに該当した場合　（イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること　（ロ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為をした場合（イ）暴力的な要求行為（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為（ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為
⑨ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
⑩ 会員に対し第４条第５項または第１４条第７項または第８項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
⑪ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
2．本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3．当社は、会員が本条第１項第７号、第８号または第９号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
6．本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第２３条（退会）
1．本会員が退会をする場合は、当社の指定する金融機関もしくは当社に所定の届出用紙を提出する方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカードおよび貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。
2．本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第２４条（費用の負担）
1．会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（但し、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
2．会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、「当社所定の手数料」を会員は負担するものとします。

第２５条（合意管轄裁判所）
会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第２６条（準拠法）
会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第２部　カードによる取引と利用代金の支払

第１章　カードによるショッピング

第２７条（カードショッピング）
6．継続的利用代金の支払手段としての利用手続き
会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。
7．カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第２８条（立替払の承諾等）
1．会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。
① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2．カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3．会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
4．会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第２章　カード利用代金の支払区分

第２９条（カード利用代金の支払区分）
2．会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として１回払いとなります。

第３０条（１回払い・２回払い・ボーナス一括払い）
１回払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
① １回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が１０日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分。
② ２回払いについては、以下によって対象となる利用額（現金価格）の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が１０日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分。
③ ボーナス一括払いについては、毎年１２月１６日から翌年６月１５日までの利用分につき８月の支払期日、７月１６日から１１月１５日までの利用分につき翌年１月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

第３１条（リボルビング払い）
2．本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、５千円以上の当社が指定する金額（但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第４項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。
3．本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料（包括信用購入あっせん手数料）と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。但し、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	５千円	１万円	２万円	2万円（プラチナカード・ゴールドカード会員の場合は3万円）以上1万円単位
10万円を超えて20万円まで	１万円	２万円	４万円	
以後残高10万円増加毎に	５千円増加	１万円増加	２万円増加	

4．毎月の手数料額（包括信用購入あっせん手数料の額）は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
6．第２８条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第４項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第３２条（分割払い）
4．ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は１月および８月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は１回当りの利用金額の５０％とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は１，０００円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期６月・７月・８月、冬期１２月・１月・２月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を１回当りの利用金額の５０％以内で指定することができます。
6．第２８条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第２項に定める分割払手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第３３条（遅延損害金）
1．２００９年１２月１０日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を、支払うものとします。
② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払を遅延したときは、当該支払金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。
2．２００９年１２月１０日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（支払分および弁済金を含む。付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。

第３部　キャッシング条項

第１章　キャッシングリボ

第３６条（キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法）
本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第３７条（キャッシングリボの利率及び利息の計算）
1．キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等＞に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

第３８条（キャッシングリボの借入金の支払い）
1．キャッシングリボの返済方式は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。但し、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2．キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第４項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第１６条の定めにより支払うものとします。
3．会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

第３９条（遅延損害金）
1．本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年２０．０％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2．前項の取扱は海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第４０条（現金自動預払機（ＡＴＭ）等利用時の手数料）
1．会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のＡＴＭ手数料を負担するものとします。その場合は、第３７条第４項にて定める毎月の締切日までのＡＴＭ利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
2．ＡＴＭ手数料は、利用金額・返済金額が１万円以下の場合は１１０円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が１万円を超える場合は２２０円（含む消費税等）とします。但し、当社が認める場合は割引または無料とすることがあります。

第２章　海外キャッシュサービス

第４１条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）
本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４２条（海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算）
1．海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等＞に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

第４３条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）
1．海外キャッシュサービスの返済方式は、元利一括返済、返済回数は１回とします。
2．毎月の返済額は、第３７条の毎月の締切日までの借入金と前条第３項の経過利息とを合計し、第１６条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3．海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第１７条の定めにより換算された円貨とします。
4．会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5．海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みを行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第４４条（海外キャッシュサービスのＡＴＭ等手数料）
会員は、海外クレジットカード会社等が設置するＡＴＭ等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等を利用して臨時に返済する場合においても、第４０条の定めに従うものとします。

第３章　書面の交付

第４５条（キャッシング利用時及びお支払い時の書面の交付）
本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第１７条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第６項に規定された書面、および貸金業法第１８条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第３項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（２００７年１２月１９日）以前に入会した本会員は、当社から上記第４５条に関する通知または上記第４５条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、１ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	－	○	－	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	－	×	－
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行い、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	－	○	－

遅延損害金利率…海外キャッシュサービス・キャッシングリボ年20.0%、カードショッピング年14.6%。ただし3回以上の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いについては、残金の全額に対して民法の定める法定利率を超えないものとします。

<キャッシングリボご利用時のご注意>
キャッシングリボの返済方式が毎月元利定額返済の場合、毎月のご返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。
また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

項番	対象条件	締切日時点残高	変更前毎月返済金額	変更後毎月返済金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018 年 4 月 2 日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2018 年 4 月 2 日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2018 年 4 月 2 日以降に会員の申出によりカードを切替された方 但し、カード種類（プラチナ、ゴールド、クラシック、クラシックA、アミティエ等）変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2018 年 4 月 2 日以降に会員申出によりカード種類（プラチナ、ゴールド、クラシック、クラシックA、アミティエ等）変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円
		50万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円
		90万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2018年4月1日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 但し、カード種類（プラチナ、ゴールド、クラシック、クラシックA、アミティエ等）変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等>

名　称	返済方式	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済（ボーナス月増額返済あり）	最長4年・48回（新規ご契約ご利用枠100万円、実質年率14.4%、毎月ご返済額2万円、70万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員…実質年率 15.0～17.4% プラチナカード・ゴールドカード会員…実質年率 14.1～14.4%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日（但し暦による）・1回	実質年率 15.0～18.0%

●担保・保証人…不要
●元本・利息以外の金銭の支払い…ＡＴＭ手数料（取扱金額１万円以下：１１０円（含む消費税等）、取扱金額１万円超：２２０円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用
●本会員において、利息が利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
●貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面または同第６項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

<割賦販売法における法定用語の読み替え>
会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売法における法定用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額・カードショッピングの支払い金 ・リボルビング払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボルビング払い、分割払いの返済方式・回数、手数料率等>
・リボルビング払い【２０２６年１０月１５日まで】　実質年率１５．０％
【２０２６年１０月１６日より】 実質年率１８．０％
・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91	17.88	17.79	17.65
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

<リボルビング払いのお支払い例>
【２０２６年１０月１５日まで】
（元金定額コース１万円および標準コース、実質年率 15.0％の場合）
8 月 16 日から 9 月 15 日までに利用金額 50,000 円のリボルビング払いをご利用された場合
◆初回（10 月 10 日）お支払い（ご利用残高 50,000 円）
①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円
②手数料（元金定額コース・標準コースとも）… ありません。
③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円（①）
④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）… 50,000 円－10,000 円＝40,000 円
◆第２回（11 月 10 日）お支払い（ご利用残高 40,000 円）
①手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります）
… 50,000 円 ×15.0% ×15 日 ÷365 日＋50,000 円 ×15.0%×10 日 ÷365 日＋40,000 円 ×15.0%×5 日 ÷365 日＝ 595 円
②お支払い元金　・元金定額コースの場合… 10,000 円
・標準コースの場合… 9,405 円（③10,000 円－①595 円）
③弁済金　・元金定額コースの場合… 10,595 円（①595 円＋②10,000 円）
・標準コースの場合… 10,000 円
④お支払い後残高・元金定額コースの場合… 30,000 円　（40,000 円－10,000 円）
・標準コースの場合… 30,595 円　（40,000 円－9,405 円）
【２０２６年１０月１６日より】
（元金定額コース１万円および標準コース、実質年率18.0％の場合）
8月16日から9月15日までに利用金額50,000 円のリボルビング払いをご利用された場合
◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高 50,000 円）
①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000円
②手数料（元金定額コース・標準コースとも）… ありません。
③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円（①）
④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…
50,000 円－10,000円＝40,000 円
◆第２回（11月10日）お支払い（ご利用残高 40,000 円）
①手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります）
… 50,000 円×18.0% ×15日÷365 日＋50,000円×18.0%×10日÷365日＋40,000 円×18.0%×5日÷365 日＝ 715円
②お支払い元金　・元金定額コースの場合… 10,000円
・標準コースの場合… 9,285円（③10,000円－①715円）
③弁済金　・元金定額コースの場合… 10,715円（①715円＋②10,000円）
・標準コースの場合… 10,000円
④お支払い後残高・元金定額コースの場合… 30,000円　（40,000円－10,000円）
・標準コースの場合… 30,715円　（40,000円－9,285円）

<分割払いのお支払い例>
利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合
①分割払手数料　50,000 円×（8.20 円 ÷100 円）＝4,100 円
②支払総額　50,000 円＋4,100 円＝54,100 円
③分割支払額　54,100 円 ÷10 回＝5,410 円

<２回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料>

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
２回払い	２回	２ヵ月	不要
ボーナス一括払い	１回	２ヵ月～８ヵ月	不要

<ご相談窓口>
1．商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2．カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社サービスデスクまでお願いします。
九州カード株式会社<福岡財務支局長第 00025 号>
<日本貸金業協会会員　第 001045 号>

<サービスデスク>
〒812－0011　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５００
3．個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
4．本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。
<お客様相談室>（責任者：お客様相談室長）
〒812－0011　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５２０
5．カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の九州カード紛失・盗難デスクまでお願いします。
<九州カード紛失・盗難デスク>
フリーダイヤル　０１２０－７４２４９４
※携帯電話・PHS からの通話も可能　受付時間／２４時間年中無休
※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。
（当社が契約する指定紛争解決機関）
日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒１０８－００７４　東京都港区高輪３－１９－１５
電話番号　０３－５７３９－３８６１

（2026 年 9 月 24 日改定）

マイ・ペイすリボ会員特約

第１条（総則）
九州カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約及び九州カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
第２条（カード利用代金の支払区分）
1．本カード利用時の支払区分が１回払い又はリボルビング払いの場合、会員規約第２９条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日の場合には前月１５日）時点において、当該月の利用代金が、本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。
2．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３１条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に３％を乗じた額（１円未満切捨て。但し、３千円に満たない場合は最低支払い元金を３千円又は未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第４項に定める手数料を加算した額
(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（５千円以上の当社が指定する金額（但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）又は当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額
3．前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額又は減額できるものとします。
4．手数料額は下記の方法で算出するものとします。
(1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。
(2) 新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。
第３条（カード利用代金等の決済方法）
本カードの支払方法は、会員規約第１６条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。
第４条（支払方法の中止）
本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。
第５条（マイ・ペイすリボの設定）
マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、又は、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。
第６条（会員規約の適用）
本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例（定率コース及び元金定額コース１万円の場合）>
8 月 16 日～ 9 月 15 日までに 50,000 円ご利用の場合
◆初回（10 月 10 日）お支払い（ご利用残高 50，000 円）
①お支払い元金
・定率コースの場合…3,000 円、元金定額コースの場合…10,000 円
②手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません
③弁済金
・定率コースの場合…3,000 円、元金定額コースの場合…10,000 円
④お支払い後残高
・定率コースの場合…50,000 円－3,000 円＝47,000 円
・元金定額コースの場合…50,000 円－10,000 円＝40,000 円
◆第２回（11 月 10 日）お支払い
①手数料（10 月 11 日～ 10 月 15 日までの分）
・定率コースの場合…47,000 円 ×18.0%×5 日 ÷365 日＝115 円
・元金定額コースの場合…40,000 円 ×18.0%×5 日 ÷365 日＝98 円
②お支払い元金
・定率コースの場合…3,000 円、元金定額コースの場合…10,000 円
③弁済金
・定率コースの場合…3,115 円（①115 円＋②3,000 円）
・元金定額コースの場合…10,098 円（①98 円＋②10,000 円）
④お支払い後残高
・定率コースの場合…44,000 円（47,000 円－3,000 円）
・元金定額コースの場合…30,000 円（40,000 円－10,000 円）

（2026 年 10 月 16 日改定）

個人情報の取扱いに関する同意条項

<本同意条項は九州カード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します>
第１条（個人情報の収集・保有・利用等）
1．会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む九州カード株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）
②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）
③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
④来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
⑦官報や電話帳等の公開情報
⑧会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等
⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2．会員は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス　②市場調査、商品開発
③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）
※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。
3．会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。
第２条（信用情報機関への登録・利用等）
1．本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員（本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2．本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3．本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録譲渡日から1年以内

※１　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
※２　上記「本規約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。
4．本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。
①信用情報機関が保有する信用情報
当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
（イ）本条2．により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報
（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報
（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
②信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。
<加盟信用情報機関の名称・電話番号>
○名　称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－６６６－４１４　ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
○名　称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－０５５－９５５　ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
<提携信用情報機関の名称・電話番号>
○名　称：全国銀行個人信用情報センター
電話番号：03－3214－5020　ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません。）
（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）
第３条（繰上返済時の残高の開示）
本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族会員のカード並びにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。
第４条（個人情報の預託）
会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。
第５条（利用の中止の申出）
会員は、第１条第２項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出ることができます（以下、なお書きの内容を含めて、同じ）。但し、カードまたはご利用代金明細書もしくは、請求額確定通知メールに同封・掲載されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第１０条第１項記載の窓口にご連絡ください。なお、第１条第２項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
第６条（個人情報の開示・訂正・削除）
1．会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第１０条第２項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
②信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡してください。
2．開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。
第７条（会員契約が不成立の場合）
会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第１条第１項に定める目的およびおよび第２条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
第８条（退会後または会員資格取消後の場合）
本規約第２３条に定める退会の申出または本規約第２２条に定める会員資格の喪失後も、第１条第１項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。
第９条（規約等に不同意の場合）
当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。
第１０条（個人情報に関するお問合せ）
1．第５条に定める中止のお申出は、下記の当社サービスデスクまでお願いします。
九州カード株式会社　<福岡財務支局長　第０００２５号>
<日本貸金業協会会員　第００１０４５号>

<サービスデスク>
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５００
2．個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合せ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
<お客様相談室>（責任者：お客様相談室長）
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５２０
第１１条（同意条項の位置付け及び変更）
1．本同意条項は九州カード会員規約の一部を構成します。
2．本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意
私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規程する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。
①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）（ロ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
（イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（ロ）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
②自らまたは第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
（イ）暴力的な要求行為（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為（ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為

（2026 年 9 月 24 日改定）

個人情報の取扱いに関する重要事項

お客様の情報の取扱いについて下記の事項をご確認の上お申込みください。なお、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項の全文は、当社ホームページ内のカード会員規約（以下「本規約」という）からご確認いただけます。
1. 個人情報の収集・保有・利用等
⑴会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む九州カード株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）
②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ＩＤその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）
③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
④来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
⑦官報や電話帳等の公開情報
⑧会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（ＩＰアドレス等）等
⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
⑵会員は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
②市場調査、商品開発
③宣伝物・印刷物の送付等、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）
※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。
⑶会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。
2. 信用情報機関への登録・利用等
⑴本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員（本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
⑵本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
⑶本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から６カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から１年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
※2 上記「本規約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。
⑷本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。
①信用情報機関が保有する信用情報
当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
（イ）２．⑵により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報
（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報
（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
②信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<加盟信用情報機関の名称・電話番号>
○名称：株式会社シー・アイ・シー
（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－６６６－４１４
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
○名称：株式会社日本信用情報機構
（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－０５５－９５５
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
<提携信用情報機関の名称・電話番号>
○名称：全国銀行個人信用情報センター
電話番号：０３－３２１４－５０２０
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません。）
（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）
3. 繰上返済時の残高の開示
本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族会員のカードおよびそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。
4. 個人情報の預託
会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本重要事項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
5. 利用の中止の申出
会員は、上記１．⑵の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出ることができます（以下、なお書きの内容を含めて、同じ）。但し、カードまたはご利用代金明細書もしくは、請求額確定通知メールに同封・掲載されるご案内等の送付を除きます。お申出は、下記１０．⑴記載の窓口にご連絡下さい。なお、上記１．⑵に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
6. 個人情報の開示・訂正・削除
⑴会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、下記１０．⑵記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
②信用情報機関に開示を求める場合には、上記２．記載の連絡先へ連絡してください。
⑵開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。
7. 会員契約が不成立の場合
会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、上記１．⑴に定める目的および上記２．に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
8. 退会後または会員資格取消後の場合
本規約第２３条に定める退会の申出または本規約第２２条に定める会員資格の喪失後も、上記１．⑴に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。
9. 規約等に不同意の場合
当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。
10. 個人情報に関するお問合せ
⑴上記５．に定める中止のお申出は、下記の当社サービスデスクまでお願いします。
九州カード株式会社　<福岡財務支局長　第００００２５号>
<日本貸金業協会会員第００１０４５号>
<サービスデスク>
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５００
⑵個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合せ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
<お客様相談室>（責任者：お客様相談室長）
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５２０
11. 本重要事項の変更
本重要事項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意
私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の（1）に規定する暴力団員等もしくは（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。
⑴貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の①②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑵自らまたは第三者を利用して次の①から⑤までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為　②法的な責任を超えた不当な要求行為　③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為　④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為　⑤その他前記①から④に準ずる行為

（2026 年 9 月 24 日改定）